

## 【保健課からのお知らせ】 ご存じですか？医療費助成制度

町では、一定の障がいのある方、18歳未満の子がいるひとり親世帯、中学生までの方を対象に医療費の一部助成を行っています。次の条件を満たしている方で、まだ申請をされていない場合は役場保健課まで届出ください。ただし、生活保護の方は対象外です。

### 1. 重度心身障がい者医療費助成制度

次に該当する方は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。

- ・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方（内臓系疾患による場合は3級も含む）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・療育手帳の判定Aの方
- ・上記と同程度の障がいがあると医師が証明する方

### 2. ひとり親家庭等医療費助成制度

18歳未満の子がいるひとり親家庭の方は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。

### 3. 乳幼児等医療費助成制度

就学前児童、小学生、中学生の方は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。

### ■届出に必要なもの

- ①印かん
- ②健康保険証
- ③平成29年1月2日以後に転入された方は、平成29年度の保護者の所得課税証明書（前市町村で発行）
- ④重度心身障がい者の届出は、各交付手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、または町が定める様式による医師の診断書が必要です。
- ⑤ひとり親家庭の届出には、戸籍を町外にしている場合、戸籍謄本が必要な場合があります。

### ■各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字されています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字されています
各医療助成共通	医科の場合：初診料580円を窓口で負担 歯科の場合：初診料510円を窓口で負担 柔整の場合：初診料270円を窓口で負担 (柔整の初診料については、重度・ひとり親医療費助成のみ)	窓口1割負担

- ①3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯として助成します。
- ②ひとり親家庭の親は、入院及び訪問看護のみ適用となります。
- ③訪問看護の場合は助成区分に関係なく1割負担となります。
- ④受給者証は、重度心身障がい者及びひとり親家庭は道内の医療機関、乳幼児等については北後志地区及び小樽市・札幌市の一部医療機関でのみ使用できます。道外で診療を受けた場合や受給者証を提示し忘れた場合等、病院の窓口で保険証のみで受診した時は、申請すると差額分が助成されます。

問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

## ■ ■ 平成30年度特設人権相談所開設のお知らせ ■ ■

≪平成30年度啓発活動重点目標 世界人権宣言70周年 みんなで築こう人権の世紀  
～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～≫

今年度、小樽人権擁護委員協議会では、以下の日程で特設人権相談所を開設します。  
日頃の人権に関する悩み事や心配ごとについて、人権擁護委員が対応し、解決に導きます。  
相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

### ■ 日程は次のとおりです

日程	時間	会場
平成30年 6月19日（火）	16:00～19:00	イオン余市店
9月11日（火）	13:00～16:00	中央公民館
12月11日（火）	13:00～16:00	
平成31年 3月12日（火）	13:00～16:00	

電話による相談 みんなの人権110番 ☎0570-003-100  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810  
受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん